

「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」中間論点整理（案）
に対する意見

[氏名]	一般社団法人電子情報技術産業協会 法務・知的財産部会 データ利活用検討TF
[意見]	
<p>■意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 全体 ・ 意見内容 幅広く業界団体・企業を含むステークホルダーと意見交換をし、検討会を公開し、透明性のある手続と十分な議論をもって論点整理を行うべきと考える。また、論点整理という観点からは、網羅性もさることながら、論点に対する優先順位の検討が重要と考える。 ・ 理由 (上記意見内容に含む) 	
<p>■意見 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点 (p. 3) 「デジタル・プラットフォームには、様々な業態や類型のものが含まれ、必ずしも確立した定義はない。」 ・ 意見内容 「デジタル・プラットフォーム」「デジタル・プラットフォーム」の定義・範囲が不明確である。多種多様な幅広いビジネスが存在することから、対象とするデジタル・プラットフォームを一括りにせず、その業態や類型等により分類し、分類毎に分けて議論を進めることが重要であると考え。 ・ 理由 日常的に利用され、一部の利用者層にとっては重要な生活基盤ともなっているプラットフォームを提供する大規模なデジタル・プラットフォームから、それらのプラットフォーム上でサービスを提供する中規模・小規模なプラットフォームまでを含めて、デジタル・プラットフォームはその業態や類型により多種多様である。このことから、一括りに規制や規制緩和を論じることは、日本市場でのデジタル・プラットフォーム間の競争構図の実態を見逃すことになりかねず、実態に沿った、きめ細かな議論が難しいと考える。 	
<p>■意見 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所 2. デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点 (p. 4) 「日本では、従前は、デジタル・プラットフォームは単なる「場の提供者」であるから積極的な責 	

任を負わないと解する向きが強かった。」

・意見内容

利用者の安全管理や消費者保護等の観点、公正性・透明性確保の観点から、デジタル・プラットフォーマーに対する一定の責任について検討することには賛同する。しかし、この一定の責任の範囲については、日本における新規デジタル・プラットフォーマーの参入を促進させるという観点も踏まえて、慎重に検討すべきである。

・理由

規制を強化し過ぎてしまうことが新規デジタル・プラットフォーマーの参入の足かせになることを懸念する。日常的に利用され、一部の利用者層にとっては重要な生活基盤ともなっているプラットフォームを提供する大規模なデジタル・プラットフォーマーへの規制を念頭においた場合であっても、新たに強い責任が法律制度で要求されると、小規模なプラットフォーマーには負担が大きく、既存プラットフォーマーしか生き残れないような市場構造を生む可能性があると考える。法規制と新規参入障壁の緩和の両方のバランスを考慮した検討が必要であり、小規模なプラットフォーマーも含めた国内のデジタル・プラットフォーム事業の適切な成長を促すことも念頭においた仕組み作りが重要となる。デジタル・プラットフォーマーが最低限負うべき責任の範囲について、取引当事者間の裁量に委ねるべき部分も踏まえて検討することが必要である。

■意見4

・該当箇所

3. イノベーションの担い手として負うべき責任の設計（業法の在り方等）

(p. 7)「我が国におけるプラットフォーム・ビジネスの適切な発展を促進するため、各領域において守るべき具体的な社会的利益・価値に立ち返りつつ、特に以下の観点を考慮して、このような業法の見直しの可否を個別に検討していくことが必要ではないか。」

・意見内容

日本企業がプラットフォーム・ビジネスで不利にならない環境の整備は、検討内容・方向として重要であり、規制をかけることで日本のみがイノベーションに足枷を課されることのないように留意すべきである。

・理由

日本企業がプラットフォーム・ビジネスで不利にならない環境を、既存業法の見直しと規制緩和の検討により整備することは、まさに的を射た論点だと考える。日本でデジタル・プラットフォーマーが育っていない原因が業法や規制にないのかを検討し、もしそのような足枷があるのであれば速やかな是正をお願いしたい。プラットフォーム・ビジネスは国際的な競争環境にあり、他国デジタル・プラットフォーマーとの競合で不利にならない環境の整備が急がれる。

■意見5

・該当箇所

4. 公正性確保のための透明性の実現（2）透明性及び公正性を実現するための取組の在り方

(p. 10)「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引慣行について、透明性及び公正性を実現するための議論の出発点として、関係者を対象に、大規模かつ包括的な徹底した調査を行うべきではないか。」

前記（1）のとおり、秘密保持契約等を理由に調査対象の事業者から情報提供を断られるなど、強制力を伴

わなない調査には限界が伴うことも想定されるため、調査を実施するにあたって、必要に応じて、独占禁止法 40 条の一般調査権（強制調査権限）も活用してはどうか。」

・意見内容

様々な意見のある論点であり、慎重な検討が必要。

・理由

本論点については、「一般調査権を活用した強制的な調査により、秘密保持条項に縛られず強制的に契約書の提出を要求し、その調査によって契約内容の現状を把握した上で対策を検討することが、実効的かつ効果的である。」という意見がある一方で、「一般調査権は罰則で担保されている強制調査権であることから、調査の目的が恣意的であってはならず、職務上必要なものでなければならないことから、その必要性については十分な説明責任が求められる。」や「産業界として法的安定性のある事業環境の確保が重要である。」という意見もあることから、慎重に検討すべき論点であると考えます。

■意見6

・該当箇所

4. 公正性確保のための透明性の実現（2）透明性及び公正性を実現するための取組の在り方

(p. 11)「規律の内容、手段及び対象となるデジタル・プラットフォーマーの範囲については、ビジネスの変化の速さ、負担の大きさ、知的財産権、営業秘密やノウハウへの配慮等も考慮して、インカメラ手続き等も含めて、検討すべきではないか。」

技術やビジネスの変化の速さにも対応できる柔軟な枠組みという観点から、ルールの内容や、自主規制と法規制を組み合わせた柔軟な手法である共同規制を含めたルールの在り方等について検討すべきではないか。」

・意見内容

検討の方向として有益と考える。意見3と同様、小規模なプラットフォーマーも含めた国内のデジタル・プラットフォーム事業の適切な成長を促すことも念頭においた仕組みづくりが重要である。

・理由

技術やビジネスの変化の速さに鑑みると、小規模なプラットフォーマーが急激に成長し、生活に不可欠な存在となることも想定される。プラットフォームの成長段階に応じた支援と柔軟な規制の在り方を検討することで、利用者の不利益是正とプラットフォームの成長が連続的にバランスされることを期待する。

■意見7

・該当箇所

5. 公正かつ自由な競争の再定義

(p. 12)「デジタル・プラットフォーマーが潜在的な競争相手の芽を摘むような形の企業結合については、どのように考えるか。」

・意見内容

データの価値を企業結合において、どのように考慮すべきかを検討することは必要であり、慎重に議論いただきたい。同時に、スタートアップが大企業からの買収により資金を得てさらに成長する等、企業結合に

はイノベーションを促進するケースがあることにも留意が必要である。その上で、潜在的な競争関係を正しく把握するための仕組みの検討が必要と考える。

・理由

リアルとデジタルの融合が進む中、潜在的な競争関係（異業種間競争等）は以前より広がると考えられるが、何が潜在的な競争関係にあるかの審査は困難であるため、経済面だけでなく技術動向の知見を有する専門家の審査プロセスへの関与、届出や関連データを公開し実業界から意見を募集する仕組み等、市場間の関係性について知見を高めていく仕組みを含め、ご検討いただきたい。

■意見8

・該当箇所

5. 公正かつ自由な競争の再定義

(p. 13) 「デジタル・プラットフォーマーに対して事業者と同様に事業活動上、経済的価値を有していると考えられるデータを提供し続けている消費者との関係では、優越的地位の濫用規制を適用することを考える必要もあるのではないか。」

・意見内容

「消費者との関係で優越的地位の濫用規制を適用」するケースとは、具体的にどのようなケースを想定しているか。

・理由

消費者は、自己のデータを提供することで始めてプラットフォーム・サービスの利益を享受できる場合もあれば、自己のデータを提供せずとも当該サービスの利益を享受できるプラットフォーム・サービスも存在する。取引内容次第で一概に優越的な地位を濫用しているといえず、慎重な議論が必要である。また、消費者取引については、消費者契約法等で一定の規制がされていることに鑑みると、ビジネスを安心して行うため、現在の独占禁止法の規律を超えて更に優越的地位の濫用規制を設ける必要のある具体的なケースを明示いただきたい。

■意見9

・該当箇所

6. データの移転・開放ルール of 検討

(p. 14) 「欧州で認められている情報の自己コントロール権のように、個人のデータの管理やアクセスに係る権利を認めることの意義について、検討してはどうか。」

・意見内容

Society5.0 を国民の信頼の上に実現するため、個人のデータの管理やアクセスに係る権利を検討することは重要である。ただし、事業者にとってはシステム設計変更等が必要になるため、時期等については慎重な議論が必要である。

・理由

個人情報 の定義を欧州 GDPR と合わせるのか、という議論とも関わるが、日本の個人情報保護法を元に設計された既存のシステムを、データポータビリティに対応したシステムに変更するには、相当のシステム設計変

更が必要となり、小規模プラットフォーマーには重いコスト負担となることに留意の上、時期及び社会的な必要性・受容性を含め、十分に議論をつくすことが必要である。

■意見 10

・該当箇所

7. 国際の観点（2）国際的なルールメイキング

(p. 15) 「デジタル・プラットフォーマーがグローバルな活動を行っていることを考えると、デジタル・プラットフォーマーの規律の在り方についても国際的なハーモナイゼーションを志向する必要はないか。」

・意見内容

国外企業と国内企業とが公正・公平に競争でき、かつ、データ流通上障害とならないような国際市場の環境作りについて、特定の国や地域の既存制度に縛られることなく、検討する必要があると考える。

・理由

本案でもご指摘の通り日本法ではその効力が国内に制限される。国外企業と国内企業とが公正・公平に競争できる国際市場の環境作りが重要である。国際的なハーモナイゼーションが必要との論点提示があるが、持続的な成長には不可避の論点であると考え。日本の政策やルール改正によって国際的なルール変更の議論を巻き起こせるような国際的な発信を継続的に行う官民連携体制を目指すことが必要である。

以上